

---

---

## 平成27年度第2回東京都北区子ども・子育て会議（第12回会議）議事要旨

---

---

[日 時]

平成27年11月2日（月）18：30～20：17

[会 場]

北とぴあ14階 スカイホール

[出席者]

岩崎委員、神長委員、我妻委員、榎本委員、佐田委員、田辺委員、中田委員、石山委員、坂内委員、高草木委員、小針代理委員、橋本委員、大塚委員、誉田委員、滝口委員、仁科委員

[次 第]

1 開会

2 議事

（1）北区における地域子ども・子育て支援事業の実施状況（平成27年度）

（2）新規開園施設等の利用定員について

（3）東京都子育て支援員研修の概要について【報告】

（4）平成28年度北区放課後子ども総合プランの実施について【報告】

（5）平成28年度区立幼稚園園児募集結果に伴う学級編成について【報告】

（6）区立幼稚園保育料の見直しについて【報告】

（7）その他

3 閉会

[配布資料] ※資料はすべて事前送付済み

資料1	北区における地域子ども・子育て支援事業の実施状況（平成27年度）
資料2	新規開園施設等の利用定員について
資料3	東京都子育て支援員研修の概要について
資料4	平成28年度北区放課後子ども総合プランの実施について
資料4参考資料	わくわく★ひろばチラシ
資料5	平成28年度区立幼稚園園児募集結果に伴う学級編成について
資料6	区立幼稚園保育料の見直しについて

## 【会長】

それでは定刻になりましたので、第12回の北区子ども・子育て会議を開会いたします。

何か11月になりましたら、いよいよ寒くなりまして、そして今日はお休みとお休みの谷間のところですが、皆様お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、事務局より本日の委員の出欠席について報告をお願いいたします。

## 【事務局】

皆様、本日は本当にお忙しい中、また、お足元の悪い中、ご出席をいただきましてどうもありがとうございます。

本日は、鹿田委員、星委員、丸山委員、高橋委員（代理：小針委員）が、ご都合によりご欠席ということですが、定足数は満たしていることをご報告いたします。

## 【会長】

それでは、議事に入りたいと思います。

議事の1、北区における地域子ども・子育て支援事業の実施状況についてです。資料は1です。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

## 【事務局】

それでは、資料1についてご説明いたします。まず、地域子ども・子育て支援事業の位置づけについてです。

子ども・子育て支援法第59条では、市町村は子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村の子ども・子育て支援事業計画に従って、13の事業を実施すると規定されています。

事業実施における費用負担割合は、原則として国、都、区それぞれ3分の1を負担することになっております。

それでは、各事業の説明に移ります。

まず、①利用者支援事業についてです。

この事業は、身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

北区におきましては、平成27年7月から「利用者支援事業」としまして、保育課内に専用窓口、「きたく保育なび」を開設いたしました。きたく保育なびでは、保育園の入園相談や地域の子育てサービスなどに関する相談に窓口と電話で対応しております。電話につきましては、専用の電話番号を設定しております。また、今年2月の北区公式ホームページのリニューアルに合わせて、子育て応援サイト「きたハピ」も開設したところです。

次に、②の地域子育て支援拠点事業についてです。

この事業は、乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を設置し、子育てについての相談、情報提供などの援助を行う事業です。

北区では、児童館における「ひろば事業」と、育ち愛ほっと館における「ひろば活動」を実施しております。児童館では、子育て相談、乳幼児クラブ活動などを実施し、子育てサークル

活動などの支援を実施しております。また、栄町と浮間児童館につきましては、平成27年4月より試行的に乳幼児親子の居場所機能や子育て支援機能を充実させた「子どもセンター」に移行しています。子どもセンターでは、乳幼児親子が一日過ごせる居場所を確保するとともに、相談事業や交流参加型事業の充実など、子育て支援の拠点としての役割を担います。

なお、今後、平成26年8月に策定しました「配置方針」に基づき、放課後子ども総合プランの導入により、小学校の安全・安心な居場所が確立されるなど、児童館を取り巻く周辺状況が整った児童館から順次、子どもセンターやティーンズセンターへの移行、統合を進めていく予定です。また、育ち愛ほっと館では、親子で過ごす場所の提供や子育てに関する講座の実施、情報提供などを行うひろば事業を実施しております。

次に、③の妊婦健康診査についてです。

この事業は、妊婦の健康保持、増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

北区では、妊婦一人当たり健康診査14回分と超音波検査1回分の受診票を母子手帳交付時に一緒に配付しています。

次に、④の乳児家庭全戸訪問についてです。

この事業は、生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭に助産師、保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

次に、⑤養育支援訪問事業についてです。

この事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、指導、助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。

北区では、平成27年4月から「安心ママヘルパー事業」と、「養育困難家庭への養育支援訪問事業」のヘルパー派遣の委託を開始しています。

安心ママヘルパー事業は、産前産後のお母さんが育児の不安を少しでも軽減できるように、ヘルパーがご家庭を訪問し、家事支援、育児支援を行う事業です。既存事業の産前産後育児支援ヘルパー事業を見直しまして、自宅から電話一本でヘルパー派遣が可能な利便性を確保するとともに、民間事業者の活用により、家事援助の他、育児支援にまでサポート範囲を拡大するなど充実を図っております。

次に、養育困難家庭への養育支援訪問事業では、従来から虐待リスクの高い家庭に対し、子ども家庭支援センターの職員が訪問支援を行っておりますが、今年度から特に具体的な援助やアドバイスを行う必要がある場合は、その家庭に応じた自立支援計画を作成し、ヘルパーを派遣する事業を開始しております。

次に、⑥の子育て短期支援事業についてです。

この事業は、保護者の仕事、疾病等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合などに、児童養護施設等において一定期間、養育を行う事業です。児童養護施設の星美ホームに委託をして実施しています。

主な利用理由ですが、母親の入院や、ひとり親家庭では超過勤務や宿泊などを行う出張などが多くなっております。

次に、⑦のファミリー・サポート・センター事業（就学児童）についてです。

この事業は、育児の支援を受けたい乳幼児や小学生のいるファミリー会員と、育児の支援を行うサポート会員との有償の相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

なお、就学前児童のファミリー・サポート・センター事業については、国が定めました計画作成のルールにより、後ほどご説明します⑧の一時預かり事業に計上しています。

主な利用理由ですが、就学児童については、夕方から夜間にかけての子どもの習い事などの援助や学童保育の送り迎え、帰宅後の預かりが多くなっています。また、就学前児童については、保育園、幼稚園の迎えや預かりが多く、母親のリフレッシュのための乳児の預かりが増加傾向にあります。

なお、会員数ですが、こちらは就学児童、就学前児童の合計となっておりますが、ファミリー会員数は3,166人、サポート会員数は640人となっております。

次に、⑧の一時預かり事業についてです。

この事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、主に昼間において幼稚園、保育園などで一時的に預かり、必要な保育・養育を行う事業です。また、就学前児童のファミリー・サポート・センター事業やトワイライトステイも、この事業で計上しております。

まず、私立幼稚園の預かり保育についてですが、園児を対象とした通常の教育時間の終了後の預かり保育については、区内の全幼稚園で実施しています。

次に、保育園の一時預かり保育は、保護者の冠婚葬祭などへの参加などにより、一時的に保育を必要とする乳幼児を預かる制度で、指定管理者制度を導入した公立保育園13園と私立保育園24園の合計37園で空き定員を活用して実施しております。

保育園の緊急保育については、保護者の疾病、出産等により緊急に保育を必要とする乳幼児を預かる制度で、公立直営保育園29園で実施しております。

トワイライトステイですが、こちらは児童福祉施設の星美ホームに委託をして実施しています。

次に、⑨の延長保育事業についてです。

この事業は、保育認定を受けた子どもが、通常の利用日や利用時間以外の日や時間において、保育園等において保育を実施する事業です。公立保育園25園、私立保育園21園の合計46園で延長保育を実施しています。

次に、⑩の病児病後児保育事業についてです。

この事業は、病児・病後児について、病院、保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育などを行う事業です。

病後児保育につきましては、キッズタウン東十条保育園で実施しています。病児保育の施設型につきましては、27年3月策定の北区中期計画に位置づけまして、1カ所整備の方向で東京北医療センターと現在、検討協議を進めております。また、今年度から居宅訪問型の病児病後児保育サービスの利用料金の補助制度を開始しております。

次に、⑪の放課後児童健全育成事業についてです。

この事業は、就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供して、健全な育成を図る事業です。

27年4月現在では、60の学童クラブを運営しています。9月末現在の待機児童は、4クラブ18人となっておりますが、児童館及び放課後子ども総合プランで受け入れを行っております。また、4年生以上の児童については、児童館及び放課後子ども総合プランの一般登録の特例利用による受け入れを行っております。

特例利用と申しますのは、長期休業中など、一日の育成が必要なおときにはお弁当を持参して、児童館や放課後子ども総合プランで一日過ごすということを可能とし、また、平日の放課後につきましては、学校から直接児童館や放課後子ども総合プランに参加できるようにしているものです。

次に、⑫の実費徴収に係る補足給付を行う事業についてです。

この事業は、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具などの必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

現在、国からは生活保護世帯を対象に、認定区分に応じて対応は異なり、給食費とそれ以外の教材費、行事費等に分けて費用の一部を助成する事業が示されております。北区におきましては、現在、実施の要否も含めて検討を行っている状況にあります。

次に、⑬の多様な事業者の参入促進事業についてです。

この事業は、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

現在、国からは、まず一つ目として、保育所をはじめ、子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業開始前における事業実施などに関する相談、助言や、事業開始後の実地支援・助言などを行う事業と、二つ目として、私立の認定こども園が特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を助成する事業が示されております。こちらも現在、実施の要否も含めまして検討を行っている状況であります。

資料の1の説明は以上となります。

#### 【会長】

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、あるいはご質問等がありましたらお願いしたいと思います。

#### 【委員】

これは平成27年度の事業について今、ご説明いただいたんですけど、前期の子ども・子育て会議、10回目は2月でしたよね、それで、平成26年度までは北区次世代育成支援行動計画に従って事業を行っていたわけですが、平成26年度の事業報告というのは、いつただけるのかなと思っていたんですが、前回8月にもなかったし、今回もないわけですか、そこをちょっと伺っておきたいと思います。

#### 【事務局】

次世代育成支援行動計画の後期計画の実施報告の資料の配付ということなんですが、現在、最終の取りまとめの最中になっておりまして、ちょっと今回も配付のほうに間に合いませんでした。

それで、今も最終の調整をしておりますので、来週早々にホームページ等に公開させていただこうと思っていますので、各委員様におかれましては、資料は、まとまり次第、ご送付させていただきたいと思います。失礼いたしました。

**【委員】**

そうしますと、その資料を見て、次回のこの会議で説明をいただいて、意見を言ったり質問したりできるのでしょうか。

**【事務局】**

そのような機会を設けさせていただきたいと思います。

**【委員】**

はい、了解しました。

**【委員】**

私、分からないので、お聞きしたいという、質問なんですけれども、放課後子ども総合プランをやっている小学校、それからあと、学童も両方併設している小学校がある、それから、学童が児童館でやっていて小学校には併設されていないところがあるようで、私、PTAの保護者の方から質問されるんですけれども、その辺はまだ小学校でということでは完全にはなっていないんですね。

**【事務局】**

今のご質問なんですけど、後で報告事項でも出てまいりますが、今37校中15校で放課後子ども総合プランを実施しているという状況でございます。基本計画、あとは教育ビジョンでもそうなんですけれども、31年度までに放課後子ども総合プランに移行していく予定でございます。そういった意味では、まだ移行ができていない学校があるということで、まだ過渡期ということでご了解いただければと思います。

**【委員】**

あと、今、ちょっと私のほうでもう一つ聞いていたんですけど、学童のほうはどういうふう

に。

**【事務局】**

学童クラブにつきましては、今現在60カ所、クラブがございますけれども、そのうち30数カ所が学校内で育成をしております。それ以外のところにつきましては、単独の学童、あるいは児童館の育成室、こちらを使って放課後の育成をしている、こういう状況でございます。

今、学校地域連携担当課長からも紹介がございましたけれども、放課後子ども総合プランに入っていくときには、方向性としては全て学校内の余裕教室を使わせていただいて、そちらで学童クラブを運営していくと、こういうような予定になっております。

**【委員】**

そうすると、完了し終わったときは、学童と、それから先ほど言ったプランのほうと両方一つの学校で併設されるんですか。

**【事務局】**

今、委員のおっしゃるとおりでございます。

今現在も、先ほど申し上げた15校につきましては、全て学童クラブも学校の中に入っております、学童クラブ登録という皆さんと、あと一般登録と、こういう皆さんが、ある時間帯については一緒に行動する、一緒に同じスポーツをやるってというようなことで過ごしている、こういう状況でございます。

**【委員】**

2点質問がありまして、まず、2番目の地域子育て支援拠点事業の中で、2015の支援計画の中では、「ホームスタート」などを検討していきますということだったんですが、こちらの方は現在どういう状況になっているかなと思いました。

安心ママヘルパー事業に関しては、実際的な家事支援だとか育児支援の方で行われるようなんですけども、ホームスタートは元々、地域の子育て経験者がお話を聴いたり、お母さんの心のケアがメインになるものだと聞いていたので、これはとてもいいものだなと思っていたんですけど、これがどうなっているかということと、それからもう一つの質問は、10番目の病児病後児保育事業ですが、病後児保育キッズタウン東十条保育園での今年の今のところの利用実績がもし分かれば教えてください。

以上です。

**【事務局】**

病児病後児保育なんですけど、今年度のものは、ちょっと今手元に数字はないんですが、26年度の実績で申し上げますと223名ほどの、延べ人数でございますが、ご利用いただいております。前年度も同程度のご利用をいただいている、そういった事業でございます。

**【会長】**

今二つのご質問で、一つ目のホームスタートについてですね、それもお願いいたします。

**【事務局】**

ホームスタートの検討状況というところなんですけども、今現在、他自治体等の事例を今収集している最中というところで、今日の時点でちょっとお話しできる内容がないんですけども、これから検討のほうを始めさせていただきたいと、そういうふうに考えております。

**【委員】**

ぜひよろしく願いいたします。

**【委員】**

保育園の話題になるとき、どうしてもちょっと聞きたいことがあって、延長保育事業で直営保育園は何で延長保育事業をやっていないのかというのが一つ。これだけやっぱり延長保育とか、お母さん方の、また保護者の子育て支援ということを考えたときに、やっぱり全北区内の公私立を含めた保育園で、0歳児の保育とか延長保育というのを公私格差なく進めていっていただ

きたいというのが、私ども現場の人間の気持ちでございます。

もう一つ、11番の放課後児童健全育成事業について、ちょっとこれ、特異な例なんですけども、うちの卒業生で教室に入れない子どもが一人出てきているんですけども、やっぱりそういったときに、その対策というか対応をね、今やっぱり学校の先生が、要するにその子の所属する学校なので、教室でお預かりしていただいたりなんかしているような形なものですから、子どももやっぱりそういう健全に学校に行けるとか、行き場がないとか、全然教室に入れない、友達とも関われないような状況ということで、そういうふうなところ、お子さんをちょっとケアするようなシステムがあるのかな、ちょっとその辺についてお尋ねしたいんですけど。これは、直接この子育て支援事業とはちょっとかけ離れてしまうかもしれないんですけど、もしお答えいただければありがたいと思っています。

#### 【事務局】

それでは、延長保育のほうからお答えをさせていただきたいと存じます。

現在、延長保育の部分では、公立、指定管理合わせて、そちらの部分では1時間延長園が19園、2時間延長が12園、3時間延長が1園というような形になってございます。北区内全体の延長保育をやっている配置状況を鑑みますと、一応地域バランスを考慮したような形で配置をさせていただいております。そういったことで、入園申し込みの際に保護者の方にご選択をいただけるようにしているというふうに思っております。

また、定員を設定してございますが、定員657名に対しまして利用保護者合計が396名ということで、空きの数が261名という状況がございまして。そういったことを踏まえまして、現在定員いっぱいのご利用があるという状況ではないので、時間延長については今後の利用状況の推移を見て考えていきたいと、そのように考えております。

#### 【事務局】

不登校のお子さんの支援についてなんですけども、国と都と区の共同事業ということで、「学校と家庭の連携推進事業」というものがございまして、週に3回ぐらい、その支援員という方がいまして、その方がそのお子さんの家に行って、学校まで登校を支援したり、また、保護者の方やお子さんの相談に乗ったり、場合によっては学校で学習の支援をするというような制度がございまして。

ただ、これについては、まだ全校が導入されているということではございませんが、そういう不登校のお子さんがある学校につきましても、積極的に申請をするようにということで働きかけているところでございます。

#### 【委員】

すみません、3点ほど質問をさせていただけたらと思うんですけども、まず1点目が、学童クラブの開所時間についてなんですけれども、現在、指定管理者のほうで運営をされている学童クラブのほうでは8時15分から8時までという運営時間があるんですけども、一般の児童館などでやっている学童クラブのほうは8時45分から6時という形で、同じ料金にもかかわらず開所時間が異なっておりまして、やっぱり保育園では延長保育、早朝保育があるにもかかわらず、学童クラブのほうでは8時45分から6時というのは、周りのお母様方でも、ちょっと

開所時間が短いということで、フルタイムで働いていらっしゃる方にはかなり厳しい状況にもあると思うんですけれども、今後、その指定管理者と一般の児童館などでの開所時間の差といいますか、これを解消に向けて何か検討はもう始められていらっしゃるのかどうかというのが1点目です。

2点目なんですけれども、4年生以上で特例利用が開始されたということは、私も4年生の子どもがおりまして、とても歓迎すべきことだと思っております、利用させていただいているんですけれども、少し要件が厳しいといえますか、利用するにあたって、通勤時間が加味されていないことですか、午後3時間以上の勤務がなければいけない、または長期休暇だけの利用はできないということで、特に5年生、6年生に限っては、週3回以上利用しない場合は退会しなければいけないということで、長期休暇だけ利用したいというお母様方も多いと思われるんですけれども、特に高学年になりますと、平日は6時間授業も増えておりますので、むしろ平日よりは振替休日や長期休暇に不安をお持ちのお母様方もおられると思うんですけれども、実際その特例利用が今年始まりまして、5年生、6年生で登録されていらっしゃるっていう方は何人ぐらいいらっしゃるのか、もしその人数がお分かりになれば教えていただければと思います。

次に、3点目なんですけれども、放課後子ども総合プランが次々に広まってきていることも、とてもありがたく感じているんですけれども、一方で、北区からも国立ですか私立の小学校に行かれていらっしゃる方もいると思うんですけれども、そういった方々は、今は児童館の学童クラブを利用されていらっしゃる方もいると思うんですけれども、今後その学校の中に全て放課後子ども総合プランが導入された場合に、学校が違うお子さんが、なかなか地域の小学校の中にある学童クラブに入るというのは、ちょっと敷居が高い感じがするんですけれども、今後その放課後子ども総合プランに移行するにあたって、あまり北区の中では民間の学童施設というのありませんので、そういった私立や国立に行かれています方で共働きの方に対してはどのようなケアというか、検討されているのかという点も教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

## 【事務局】

3点、ご質問いただきました。

まず初めに、学童クラブの開設時間についてでございます。

今、実際に区内60のクラブがあるんですけれども、そのうちの18クラブが指定管理、もしくは業務委託ということで、全体の30%でございます。こちらが区民サービスの向上ということで、実際には育成時間自体が放課後から19時、学校休業日は8時15分から19時というふうになっております。

ここで問題点となってくるのは、今、委員の方からもありましたとおり、保育園と違って、選ぶことができない学童クラブで、住んでいる地域、通っている小学校で区民サービスの水準に違いがあるというのは、納税者の立場から見ると不公平、公平性に欠けるんじゃないかと、こういうご意見だったと思います。

この件に関しましては、昨年度からちょっと本格的に検討に入りまして、今現在、公設公営の学童が42あるんですけれども、その部分に関しましては業務委託しているところの水準に合わせる方向で、少し前向きな形で検討をしている最中でございます。

あと、2点目の特例利用の開始についてですけれども、これはいわゆる「4-6特例」、4年生から6年生までの特例ということで、基本的には、4年生につきましては、これまで「4年生特例」ということで、夏休みまではお預かりするというのでやっていたので、特に5年生、6年生に関しましては、週3回、午後3時間以上の就労というようなことで、一定のしほりというか、そういうものを設けさせていただいております。これは今年度始まった事業でございますので、その辺は少し経過を見ながら、柔軟にできるかどうかということも含めまして検討はしていきたいというふうに考えております。

そしてまた、利用人数のお尋ねがあったかと思えます。4月1日現在に遡ってしまいますけれども、5年生は37校の中で17人、6年生が5人です。4年生が197名というような状況でございます。

そして、3点目が、国立、私立の小学校に通っているお子様の、今後、放課後子ども総合プランが全ての学校に導入されると、自分の学校じゃないところにも入って行って、それで場合によっては着替えをして、普通の私服になって一緒に遊ぶというようなことになってくるかと思うんですけれども、今現在、児童館の中の育成室があるところにつきましては、そういうところで対応をしているんですけれども、今後は先ほどの、基本計画にある31年度までに全校導入ということを目指しておりますので、基本的にはそこのお子様の学区の小学校の学童クラブに入っていくところが基本のラインになっています。

以上、お答えとさせていただきます。

#### 【会長】

他にいかがでしょうか。

#### 【委員】

資料の⑤の養育支援訪問事業の安心ママヘルパー事業の実績数が85件だったのですが、当初の見込み数に対して多かったか少なかったかとか、その辺の数字があれば教えて頂きたいです。それと、件数については資料に書かれていますが、実際、使いたくても何らかの理由で活用できなかったとか、件数だけではなくて、「もっとこうすれば使えた」等、アンケートをとれば分かるような現場の声もあると思います。この実施状況について件数以外で、例えばどこから意見を吸い上げているとか、何かアクションはされているのかなと思ったので、教えてください。

#### 【事務局】

安心ママのヘルパー事業なんですけれど、一応、今年度2,000件を予定しておりましたが、なかなか利用者数が増えないような状況でございます。というのは、産前産後育児支援ヘルパー事業の経過措置ということで、今年4月から9月までの経過措置の事業もございましたので、そちらのほうを優先して使う方もいらっしゃるし、また、安心ママヘルパー事業と両方並行して使われるような方もいらっしゃるということがありまして、伸びが少ないなというところがございます。

また、この事業のPRについてなんですけど、北区ニュースですとか、チラシの方をいろいろ配布させていただいているんですけれど、なかなかまだ周知が行き届かないというようなこと

ろがあると感じております。実際にチラシの配布はさせていただいているんですが、生後4カ月になるまでの利用ということなものですから、4カ月過ぎてからチラシに気づいたというような方もいらっしゃるような状況でございます。ですので、今後とも周知にはいろいろ工夫を進めていきたいなというふうに思っております。

また、こちらの事業でございますが、登録をヘルパーの利用の1週間前までに登録をスマホですとかパソコンですとかファックスでも来館でも何でもいいというような形で、登録はとてもしやすくさせていただいたと思います。その後、登録をしていただきましたら、3日前までに実際にヘルパー会社に連絡をしていただいて利用というようになりますので、以前は来館していただかないと、なかなか申請を受け付けられないというような状況だったんですけれど、随分使い勝手は良くなったのではないかなというふうに思っております。ですので、また今後とも周知のほうに努めてまいりたいと思います。

#### 【会長】

よろしいでしょうか。他にご意見、ご質問等、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

#### 【会長】

それでは、資料1ですね、議事の1は以上にしまして、次に行きたいと思います。

それでは、議事の2、新規開園施設等の利用定員についてです。資料が2になります。それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

#### 【事務局】

それでは、資料2についてご説明いたします。子ども・子育て支援法第31条及び43条によりまして、特定教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、子ども・子育て会議の意見を聴くことになっていることから、今回お示しさせていただいているものです。平成28年4月の開園予定の施設と定員変更を行う施設をお示ししています。

まず、平成28年4月の開園予定の施設についてです。

(仮称) 田端聖華保育園は、田端一丁目の都有地、都営田端アパート跡地を活用して開設する施設です。設置者は、社会福祉法人の流山中央福祉会で、定員は159名となります。

(仮称) ぽけっとランド赤羽保育園は、赤羽二丁目の都有地、旧赤羽警察署跡地を活用して開設する施設です。設置者は、学校法人の三幸学園で、定員は131名となります。

(仮称) グローバルキッズ王子駅前保育園は、堀船一丁目に建設中の高層マンションの1階に開設する施設です。設置者は、株式会社のグローバルキッズで、定員は38名となります。

(仮称) さくら保育園は、東田端二丁目に開設する施設です。設置者は、学校法人の隆志学園で、定員は24名となります。なお、同法人は、私立幼稚園の田端さくら幼稚園の設置者でもあります。

(仮称) ゆうひが丘保育園は、豊島八丁目に開設する小規模保育事業所になります。設置者は、一般社団法人のゆうひが丘保育園で、定員は19名となります。

続きまして、定員変更を行う施設についてです。

赤羽台保育園は、UR赤羽台団地の建て替え事業に伴い、新園舎を現在建設しており、完成後の平成28年1月下旬には赤羽台保育園と赤羽台つぼみ保育園が新園舎に移転をする予定とな

っています。平成28年4月から32名の定員拡大を行い、総定員は202名となります。

中里保育園は、建物の3階部分に併設していた児童館部分を活用しまして定員拡大を図るもので、総定員は171名となる予定です。こちらに伴い、中里保育園つぼみ分園を本園に吸収いたしますので、平成28年4月からの定員拡大数としては12名となります。

赤羽保育園は、28年度に大規模改修工事を予定しております。工事期間中は現在の赤羽台つぼみ保育園の跡への仮移転を予定していますことから、28年度に限り0歳児の受け入れを中止させていただくものです。平成28年4月に向けましては、新規開園と定員変更を合わせまして406名分の定員拡大を予定しております。

資料2の説明は以上となります。

#### 【会長】

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見やご質問等がありましたらお願いいたします。

#### 【委員】

0歳から2歳の施設が複数開設されるんですが、現在でも、今年度の4月時点でもつぼみ分園などの0歳から2歳の保育園を修了された方が3歳児で入園するにあたり、非常に入園相談の担当者も非常に苦慮されていたようなところがございますので、これで0歳から2歳の施設をまた多く整備したときに、3歳児からの、要するに子どもたちの入園先が、また新たに考えなければならないというふうなことで懸念しているわけがございます。その辺についての見通しとか、3歳児の、いわゆる需要に対する見通しとか、それについてちょっとお聞きしたいなというふうに思っています。

#### 【事務局】

今、委員がおっしゃった、3歳児の受け入れのところということなんですが、北区としましても、3歳児の受け入れの課題というのは大変大きいと考えておりまして、現在も基本的には0歳から5歳の認可保育所の整備ということを基本線とさせていただいているところですが、今回の小規模保育の誘致につきましても、待機児童が非常に多く出た地域がありまして、緊急措置的な対応として小規模保育事業所のほうを誘致させていただいたところです。

それで、今後のところなんですけども、やはり3歳児の受け入れのところ、現在のつぼみ保育園を、例えば26年度に3歳児を拡大したりですとか、今後、他の3歳児の受け入れの体制につきましては、引き続き検討していきたいと考えているところです。

#### 【会長】

では、他にご質問、ご意見等は。

#### 【委員】

新生児訪問をさせていただいているんですが、すぐに復帰したいお母さんが多いんですけど、この0歳児から2歳児の保育園の定員、3、4、5歳もいらっしゃるんですけども、増やすことで、来年度はどれぐらい待機児童の解消が見込まれるのかなという、どれぐらい予測して

いるのか、よろしければ教えていただけたらと思うんですが。

#### 【事務局】

今年度の具体的な数字というところまでは出していないところですが、今回の整備数といいますのは、ここ数年でも相当トップレベルの整備をさせていただいているところですので、今回の4月と6月に160名の待機児童が発生したというところなんですが、今回、相当数、解消に近づくような形でいけるのではないかと考えているところではあります。

#### 【委員】

あと、もう一つ聞きたいんですけども、保育園の空きの定員は、毎月、北区で出しているんですけど、4歳児、5歳児って結構空きがあるんですよね。それで、0歳児、1歳児が本当に1とか2とか1ケタなんですけれど、来年度も4歳児、5歳児、こうやって定員を増やしていても、4歳児、5歳児の空きが今後増えていくことが考えられないのかと、ちょっと思ってしまったんですけど、そういうことはないですか。

#### 【事務局】

ご指摘のとおり、0歳児、1歳児のところについては、毎月本当に枠が確保できなくて、本当に苦慮をしているというか、申し込んでいただいても、なかなか確保できなくて大変申し訳なく担当としては思っています。

一方、4歳児、5歳児のところでございますが、そちらは比較的といいますか、その年齢層に比べれば、0、1、2歳に比べると空きが出ている状況ではございます。

ただ、歳児が大きくなりますと、その園でやはり卒園をしたいとかっていうことがありますので、なかなか園を変えるというのは考えにくいところではございまして、他の地区から北区に越してこられた方が、空いている歳児をご利用になるというケースはあると思いますけれども、なかなか4歳児から入るとか、そういったところはあまり見受けられないと思っています。

#### 【会長】

それでは、次に移りたいと思います。議事の3、東京都子育て支援員研修の概要についてです。資料は3です。

それでは、事務局から資料のご説明をお願いします。

#### 【事務局】

それでは、資料3についてご説明させていただきます。

まず、1の実施目的です。平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートしまして、小規模保育、家庭的保育の地域型保育ですとか、地域子ども・子育て支援事業等の担い手となる人材を確保する必要性が増していることから、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、事業に従事することを希望する方などを対象として、必要な知識や技能等を習得した子育て支援員を養成するものです。

なお、東京都では、本研修の修了者を、全国で通用する子育て支援員として認定いたします。

2の実施主体です。実施主体は東京都で、公益財団法人東京都福祉保健財団へ委託して実施

します。

3の対象者です。都内に在住または在勤の方で、都内において保育や子育て支援分野に従事することを希望する方となっております。

4の、平成27年度の実施規模です。こちらは、東京都全体で全コースの定員合計が1,360名となっております。こちら、事業の内訳をお示ししておりますが、地域保育コースが受講定員の約7割となっております。

恐縮ですが、資料の裏面にお進みください。5の研修の体系です。お示しの体系図の左端に色分けで記載されておりますが、分野としましては大きく四つのコースに分かれておりまして、さらに従事する事業ごとに分かれているというものとなっております。

なお、事業名に赤枠がついているものにつきましては、研修受講が従事する際の従事要件となっております。青枠がついているものにつきましては、研修受講が推奨されているという事業になります。

6の研修日程等についてです。既に8月下旬に受講者を決定しており、9月中旬から平成28年3月にかけて順次研修を実施することとなっております。

なお、研修の実施にあたりまして、北区に求められる役割といたしましては、広報紙やホームページによる研修の広報ですとか、保育園等における研修実習の受け入れとなっております。

また、その見学実習の実施場所については、その実習希望者が研修申請時に住所地か勤務地かを選択することとなっております。今回、北区で見学実習を受け入れる人数は16名となっております。内訳としましては、小規模保育事業が15名、一時預かり事業が1名となっております。

簡単ですが、資料3の説明は以上となります。

#### 【会長】

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

#### 【委員】

本制度は、東京都が主体なので、北区さんに質問しても多分どうにもならないことだと思いますが、保育士の国の免許、そして幼稚園教育の免許、そして東京都がするこの支援員、でもこれは研修だけですよ。支援員の免許を取ることによって、支援員の研修を受けることによって、例えば北区さんでは優先的に、支援員の講習を受けた方は採用しますよとか、何かそういうメリットと言ったらおかしいんですけども、実践的にそういった今の保育士さんとか幼稚園教育の免許を持っていればいろんな活動だってできるはずなんですよ。ですけど、さらにその上に、この支援員というのを取るのが、実際に受講している人から相談を受けたんですよ、先生、これを受けることによって何かメリットありますか。私は首をかしげましたが、まあ、ちょっとすみません、これは東京都に質問すべきことなので、一応までにそういうことを聞いただけです。

#### 【会長】

東京都に質問することですがということですけど、北区の方針とか、何かありますでしょうか

か。

#### 【事務局】

子育て支援員について、確かにマンパワーをこういう形で育成しております、北区で受けられた方を集約できないかというようなところでは、ちょっと検討させていただいているところなんです、現在の東京都のスタンスとしましては、子育て支援員の研修受講者の区への情報提供については、現状では個人情報の取り扱い上、ちょっと困難という形で回答を受けています。今後、他の地域子育て支援事業の各事業にも力を貸していただける人材だとは思っているところなんですけれども、ちょっと現状では情報をいただけないというような状況になっております。

#### 【事務局】

私からもちょっと補足で、先ほど副参事のほうからご説明しました裏面のカラーの下の米印で、赤枠は研修受講が従事要件となっている事業で、青枠は推奨されている事業というご説明をさせていただきましたけれども、この意味合いでございますが、赤枠のものについては、この研修を受講していることが条件になるわけですね。ですから、この受講をしていないとその従事者になれないという意味合いでございます。青枠は、それが望ましい、努力義務的なものなんですけれども、赤枠については、それについてはこれが要件になるということですから、おのずと、もしこの赤枠の事業につきたいという方は、この子育て支援員の研修を受けていただく必要があるということにして、北区も当然それに則ってやるわけなんですけれども。

ただ、じゃあ、どんな事業がという部分がなかなかまだ実現されてないものも結構あるということですので、いずれこういう、13事業を先ほどご説明しましたけれども、これからやっていく中では、そういう分野での活用が出てくるということでございます。

#### 【会長】

それから、あわせて、いかがでしょうか、見学実習等受け入れている現場の先生方、何かありますか、ご意見等。もしありましたらと思いますが、よろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。

#### 【委員】

ピンとこないんですが、この事業。人手が足りないので支援員になっていただくということで了解してよろしいんですか。

それと、これ、結構時間的にはありますが、これを受けさえすれば子育て支援員として認定されるというのか、あるいは、人によっては、いくら講義を受けても向かない人というものもあると思うんですよね。ある程度、資格っていうのは審査とか最低ラインの試験とか何かないと、ちょっと認定されて、そういう方が現場に来て、どうも非常に不安なところがあるんですが、そういうのはどんなことになっているのか教えてください。

#### 【事務局】

子育て支援員の関係ですけれども、例えば今回、小規模保育事業所の子育て支援員の認

定を受けられた場合のケースでいいますと、例えば小規模保育事業B型ですと、保育士が5割以上配置が基準となっていて、残りの部分が保育士の資格がなくても従事できるという枠があります。その保育士の資格はないけれども、保育の業務に従事できる保育従事者の業務につけるというのが子育て支援員というような位置づけになります。

そういう面で、今回の小規模保育事業ですとか、地域子ども・子育て支援事業もそうですが、今後サービスの供給量、需要量が増えてくるという中で、そういう保育士ですとか専門の資格を持った方だけでは人材が足りないだろうということで、今回考えられたというのが子育て支援員研修の制度というようなことになります。

#### 【事務局】

今の点でちょっと補足ですけども、基本的に、国がこの制度を創設した背景というのは、やっぱり将来的な人手不足という部分が大きいというのがありましたけども、それとともに、やっぱり各事業でいろいろ質を確保しようということもあったかと思います。

例えば、研修制度を設けたということ。

それと、この子育て支援員の研修を受けて、全ての人が支援員になるのか。試験とかはどうもないようですから、その点では受講をちゃんと受けるということになると修了証書が交付されるということになります。ただ、基本的に、この各事業をやっているのはその事業者、各自治体とかいろいろあるわけですけども、そのときに採用する、しないというのは、それがあからとにかく採用するというわけではありませんので、それぞれの事業の中でいろいろと面接者がいて試験をするということになりますから、そこら辺で質のほうは確保されてくるのかなというふうには思っております。

#### 【委員】

分かりました。じゃあ、今、保育士のお手伝いをされている方は、資格が必要ないんですか、今現在。

#### 【事務局】

今後こちらについては、小規模保育ですとか家庭的保育につきましては、2年間の経過措置が設けられていまして、2年間の中でこちらの研修を受けていただくか、あと、この家庭的保育の研修というのが、別途、この新制度の前から研修があると思うんですけども、こちらを受けている方はみなすことができるという規定はありますが、基本的には、その2年の経過措置の中で受けていただくというような形になってまいります。

#### 【委員】

すみません、ファミリー・サポート・センター事業を私も子どもの送り迎え等で利用させていただいていましたが、現場でも希望者に対してサポートする側の人数が足りないというのを聞いていて、かなり前からエントリーしないと必要なサービスを受けられないという現状がありました。今回、この東京都が実施する政策で、北区にもこのコースを修了した方から何人が派遣されることになるのでしょうか。

この政策を待っていればサポートする人が増えて、北区としての必要量が確保できる見込み

があるのかなのかと、それとは別に北区は個別にこういうこともやるというような予定があれば教えていただきたいと思います。

#### 【事務局】

今回、この子育て支援員研修でファミリー・サポート・センター事業の受講定員が80名というふうになっておりますが、この方たちの名簿の提供はいただけないということでございますので、こういう研修を受けている方たちがすぐ北区で、またファミリー・サポート・センター事業に就いていただけるかどうかというところは、ちょっとはっきりしないような状況でございます。

それで、北区では、ファミリー・サポート・センター事業のサポート会員の養成講座を年3回実施しております、そちらのほうもなかなか定員いっぱいまで受講をしていただくというようなことがちょっと難しいような状況でございます。ですので、今後ちょっと養成講座の時間数が、北区は講座の内容が充実しております、他区と比べますとかなりの時間数が多いものですから、その点でちょっと負担があって受講する方が少ないのかってというふうなことも課題でございますので、ちょっと来年度、この子育て支援員研修の中身等も見させていただいて、養成講座のほうも検討をしていきたいというふうには思っています。

それと、本当にファミリー会員さんのご要望に応じることがなかなかできなくて、申し訳ないというふうに思っておりますが、区民の方たちが自分の余った時間を有効に使おうということで、サポートをするというような状況がございますので、なかなかファミリー会員さんのご要望に沿えないというような状況があります。

また、長期休暇の際などの、例えば夏休みなんかでございますが、サポート会員の方も夏休みを取りたいというようなご要望があったりして、なかなかファミリー会員さんのご要望と合わないというところもあるような状況なんです。ですが、今後ともサポート会員のほうは、養成講座の見直しですとか、また周知なども今後もうちょっと工夫をしていきたいなというふうに思っておりますので、またいろいろご意見をいただければと思います。

#### 【委員】

すみません、先ほど受講者の方が80名決定ということだったと思うんですけども、その受講者に対して、実際の募集はそれよりも大幅に応募はあったのかどうかということと、あと、これはこれから毎年定期的に行われるものなのかどうか、研修が行われる予定になっているのかどうかという点を教えていただければと思いました。

#### 【事務局】

すみません、これは東京都で募集した子育て支援員の研修でございますので、募集状況、定員がどのくらい応募したのかというのは、ちょっと把握ができていないような状況でございます。

それと、もう1点、何でしたっけ、すみません。

#### 【委員】

毎年、研修が。

## 【事務局】

東京都の子育て支援員研修、多分毎年やられるかと思えます。国の子ども・子育て支援事業ということになっておりますので、毎年実施されるかと思えます。

北区では、養成講座を3回くらいやっております、半分ぐらいの定員が埋まっているような状況で、50名程度の方が養成講座を受けていただいております。

## 【会長】

それでは、次に行きたいと思えます。

4ですね、平成28年度放課後子ども総合プランの実施についてです。資料は4です。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

## 【事務局】

資料4と資料4の参考資料に基づきましてご説明させていただきたいと思えます。

こちらの要旨でございますが、ここにありますとおり、平成28年度、来年度の放課後子ども総合プランの実施予定校につきましてご報告を申し上げます。

2をご覧いただきたいと思えますが、実施予定校につきましては、お示しの4校、豊川小学校、滝野川小学校、滝野川第二小学校、赤羽台西小学校となっております。運営方式と書かれておりますのは、こちらのほう、学童クラブ登録と一般登録というのがありますが、一般登録の運営方式について示させていただいております。滝野川小学校につきましては地域住民による直営方式ということで、それ以外につきましては委託方式で実施していく予定でございます。

3の「経過と今後の予定」でございますが、6月から各学校で準備会を立ち上げまして、運営方針、方法等を検討してまいりました。9月になりまして委託方式を選択した実施校につきましては、プロポーザルの公募要項の公告、または事業者説明会を開催いたしまして、10月以降、プロポーザル審査委員会の開催や児童館運営委員会、在校の児童の保護者への説明会を実施しております。12月の末には事業者を決定してまいりたいと思っております。来年1月から委託事業者と人的配置や運営内容につきまして協議を行うとともに、平成28年4月からプラン事業を開始できるよう準備を進めてまいり予定でございます。

参考といたしまして、一つ目の星印ですが、これまでの導入状況で、15校の導入状況についてお示しさせていただいております。

また、二つ目の星印でございますが、再委託期間終了に伴う再公募として書かせていただいております。こちらのほうですが、平成25年度から業務委託を開始した西浮間小学校、岩淵小学校でございますが、再委託期間の終了となりましたので、今回の新規の公募に合わせまして再公募を行うものでございます。こちらにつきましては、北区の契約上のルールといたしまして、業務委託は単年度契約となっております。ただ、こちらにつきましては、委託事務審査会に付議をいたしまして、再度委託が妥当と見込まれた場合、2回まで更新が可能となっております。お示ししましたこの2カ所につきましては、現在3年目となっております、再委託可能な期間が終了となるため、再公募を実施するものでございます。

また、資料4の参考資料といたしまして、カラーのチラシを配付させていただきました。こちらの資料でございますが、北区ホームページに掲載しているほか、新規導入校の保護者説明

会、就学時健診でも資料配付などを行わせていただいております。

先ほど、榎本委員のほうからちょっと仕組みがよく分からないということでございましたが、表面の方に小学校の校庭や体育館の活動場所で、小学校の中で学童クラブの部屋と、それ以外の子どもが遊べる部屋を整備して、同一敷地内で事業を進めていくというものになってございます。

裏面の方に、現在15校で実施しております特色あるプログラムのほうをご紹介させていただくとともに、学校があるときのひろばでの過ごし方の例ということで示させていただいております。後ほどご高覧いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

#### 【会長】

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

#### 【委員】

ちょっと聞き逃しかもしれないんですけども、委託期間が1年間なんですか。1年間で2回までやっていると同ったんだけど、それで間違いないんですか。そういうふうな、例えば1年交代とか2年交代ぐらいで放課後子ども総合プランとか、失礼な話だけど、放課後子ども総合プランの運営主体が変わっていくっていうことは、どうなんですか、デメリットというのはないのかなという、ちょっと今、気になったんですけども。

#### 【事務局】

こちらのほうは、「一般登録」といって、学童クラブのほうはそれぞれ、こちらの4校中3校につきましては公立でやっておりますので、そちらのほうについては、変わりはないということなんですけども、赤羽台西小学校につきましては指定管理事業者による学童クラブの運営となっておりますので、そちらのほうにつきましては一般登録のほうも随意契約という形でさせていただきたいと思っております。

業務委託のルールといたしまして、単年度契約で毎年毎年、契約の金額の交渉とかを行っておりますが、先ほど申し上げましたように、委託事務審査会というのが内部組織でございまして、そちらのほうである程度業務成績がいいところでありましたら更新ができるという形の方針となっております。それにつきましては、業績が悪いところに2年目、3年目は任せられないというような意味合いでございますので、質を確保させていただくためにこういった制度を取り入れているところでございます。

#### 【委員】

多分、委員の皆様もよくお分かりになっていらっしやらないと思いますので、委託方式と直営方式でそれぞれここがいいんだよ、ここが悪いんだよということを教えていただけたらと思います。お願いします。

#### 【事務局】

こちら、一般登録のほうの運営方式が直営か委託かという形になるんですけども、直営の場合、地域の住民の方、保護者も含めてですが、町会、自治会、または保護者の方も含めましてスタッフとして働いていただいています。その関係で、学校の中で事業をやっているだけではなく、地域に出たときにお子さんの顔とスタッフの顔が見えてくるということで、かなり地域の見守り機能が上がってくるというようなメリットがございます。

一方、委託方式でございますが、専用の職員、資格を持っている職員が数名、ずっと通年でおりますので、子どもにとって先生の顔が分かりやすい、特定の先生になりますので、分かりやすいということで安心感にはつながってくると思います。

直営型の地域の方ですと、ローテーションの関係も、毎日スタッフとして従事できる方も少ないので、たくさんの方のご支援というかご協力をいただきますので、毎日支援していただけるスタッフの方の顔が変わってくるということもございます。そういった意味では、子どももスタッフのほうも慣れるまでにちょっと時間がかかるということがございますが、先ほど申しましたように、地域に出たときに顔が見える関係になるということがメリットの一つかなというふうに考えております。

【会長】

はい、この質問等についてよろしいですか、今のご説明で。

【委員】

はい。

【会長】

それでは、委員、どうぞ。

【委員】

すみません、この放課後子ども総合プランのほうなんですけれども、先ほど31年度までに完了予定というお話があったかと思うんですけれども、毎年、実施予定校を決めるにあたって、これは何か、どういった検討を行って、この学校から実施をしていくというような、その実施校を決めるにあたって、何かその選考というか、何か要綱があるとか、何か基準があるのかどうかということと、あと実際、今、待機児童が4クラブ18人という話が先ほどあったと思うんですけれども、利用者からすると、待機児童が多いところ、今後、その生徒数が現在増加しているところを優先的に放課後クラブを開設したほうがいいのではないかと思うんですけれども、例えば、うちの学区のところでは、もう現在2年生ですら希望者が学童クラブに入れないという状況があるんですけれども、実際のところ、まだ28年度の実施予定校には入っていないということもありまして、やはりどういった形でその実施予定校を決めていらっしゃるのかというところがちょっと気になったんですけれども、よろしくお願ひします。

【事務局】

学校の実施の選考の基準といたしますか、導入している基準というものは特にございませんけれども、放課後子ども総合プランを開始するにあたりまして、基本的には学童クラブを学校の中

に移していくということが必要となってまいります。それと、それの他に、放課後ルームというような専用のお部屋を用意しているんですけども、そうしますと2学童クラブと放課後クラブで3教室が必要になってくるという状態になっております。先ほども委員のほうからもお話ありましたが、児童数が増えていきますと、学校内の教室も足らなくなってくるということがございまして、そういったところにつきましては、導入するにはなかなか難しくなっているという状況でございます。

お話にありましたように、わくわくひろばを開設することによりまして、短時間就労というんですかね、学童までじゃないんですけども、少し短時間就労でやっている方につきましては、そちらのほうでご利用が促進されるのかなというメリットもあると思うんですけども、まず学校内での環境を確保するのが一番ちょっと苦慮しているところでございます。

ただ、いろんな図書室とか家庭科室とかを併用ということとさせていただきますながら、学校は学校教育が一番の本旨でございますので、それに支障のないような運営ができるようなご相談を学校とさせていただいているところです。

#### 【事務局】

すみません、学童クラブの件が出ていたようですので、補足をさせていただきたいと思いません。

学童クラブで今、待機児童が発生している、さらに2年生までだというようなお話がございましたけれども、私のほうで把握しているのは、2年生までというのは1校ございまして、これは梅木小学校というところだと思うんですけども、一応こちらにつきましては来年度、校内のほうにおいて2学童クラブを運営する、このような計画をしております。

ですので、今後、極力、待機児童が出ないようにということで、学校の新たな就学時健診なんかを行う人数に合わせまして徐々に増やすというようなことについても、今回の子ども・子育て支援計画2015の中にもうたわせてもらっておりますけれども、その辺はちょっと様子を見ながら、拡大の方向で準備をさせていただいております。

#### 【会長】

他にはいかがでしょうか。

それでは、すみません、私、司会なので、ちょっと発言とか質問を控えていたんですが、先ほどの委員のご質問のことなんですけれども、むしろ質の保証ということであれば、単年度よりは何年か、2、3年とか継続したほうが子どものためにもいいし、そしてスタッフの雇用とか就労を保障するという点でもいいのではないかと。もし、どうしてもやっていただいて、これはどうしてもまずいということであれば、単年度で契約を打ち切ることができるというふうにしていって、むしろ単年度よりは複数年度のほうが質の保証につながるのではないかと思います。これは例えば国とか東京都のルールで決まっているのか、それとも、もし決まっていなければ、そういうことは北区でやってもいいのではないかと思います。いかがでしょう。

#### 【事務局】

業務委託という形態をとっている以上、やっぱり単年度契約というのがどうしても地方自治

法上なってしまうので、2回までは更新できるというものを少し延ばせないかという検討は可能だと思っております。ただ、やはり導入初年度は初めての事業者で、やはり1年目が一番評価が分かれるところがございますので、一応1年目で評価して、大丈夫だったところはもう1年、3年目にやはりもう一回評価して、それをさらにあと3年延ばせるかどうかというところにつきましては、契約事務を担当している部署と相談させていただきながらやっていきたいと思っております。

こちらのほうもやはり処遇の事業ということでございますので、安定的な雇用とか、あとは子どものスタッフが変わったことによる不安の解消とか、そういったものにつなげていきたいなというふうに思っております。

#### 【会長】

他にはよろしいでしょうか。

#### 【委員】

私個人的に、ひろばで就労しております、ちょっと偏った意見になってしまうかと思うんですが、やはり地域の人材活用ですとか異年齢のふれあいなどができる直営が、私の働いている学校はそうなので、とてもいいなと思っております、ただ、なかなかその直営が増えない理由ってというのが、やっぱり地域で人材、手を挙げる人がなかなかいないとか、いても人数がそろわないというところで委託が増えているというお話を聞いたんですけれども、できれば、例えば最初は委託をとり、途中から直営に変更できるような、何かこういう区のほうから支援があればいいかなど。いきなりやっぱり地域で全部やってくださいというのはなかなか難しいので、そういった意向をもし、お手伝いできるとか、ちょっとした手助けがあればいいかなと思います。

意見です、すみません、以上です。

#### 【事務局】

ご意見ありがとうございます。先ほどの3年目で切り替え、再委託ということで、一つの節目になってまいりますので、その3年目を迎えるあたりにいろいろ実行委員さんとか、あと地域の方にもわくわくひろばのほうに足を運んでいただいて、これなら自分たちでできるねというような環境はつくっていきたいと思っております。それが6年に延びたら、またちょっとあれなんですけれども、そういった3年目が一つの節目という形で捉えさせていただきまして、委託から直営に戻すということの可能性につきましても残しておきたいと思っております。

#### 【会長】

それでは、よろしいでしょうか。

5に行きたいと思っております。平成28年度区立幼稚園園児募集結果に伴う学級編制についてです。資料は5です。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

#### 【事務局】

資料5につきましてご説明をさせていただきます。

平成28年度区立幼稚園園児募集結果に伴う学級編制についてでございます。平成27年10月7日及び8日に行われました園児募集の結果、募集結果一覧は1番のところにお示しのとおりでございます。この中で一番下の「ほりふな幼稚園」でございますが、ほりふな幼稚園につきましては応募者が10名という結果となりました。こちらに書かせていただいておりますが、平成28年度の区立幼稚園の園児募集方針、これは毎年教育委員会で決定をいただいているものでございます。この募集方針の中に平成28年度の園児募集に際しまして「1学級10名以下のときは、原則として新たな学級編制を行わない」という規定がございます。この方針に沿いまして、今回11人に満たなかったということで、来年度、平成28年度の4歳児の学級編制は行わないことといたします。ですので、来年度は今の年中さんが年長さんになりますので、5歳児の単学級による運営という形になりまして、平成28年度をもって、ほりふな幼稚園は休園という形になります。

2番の入園希望者への対応でございます。今回10名の方がほりふな幼稚園に希望していたわけでございますが、こちらの保護者に対しましては、3番のところでも書かせていただいておりますが、休級説明会を10月15日に実施させていただいております。この中で、第2希望の区立幼稚園の変更手続等をご説明させていただいております。結果といたしまして、この10名のうち8名がさくらだ幼稚園、2名がたきさん幼稚園のほうに第2希望どおり入園が決定しているところでございます。

3番のところでございますが、説明会といたしましては10月15日に、まず入園を希望した保護者を対象にした説明会で、その後に引き続きまして、現在在園しています年中、年長さんの保護者の方に対する説明会を実施いたしました。また、10月21日に、改めまして3回目の説明会といたしまして、在園児の保護者の方を対象とした説明会を実施させていただいているところでございます。また、来年度、単学級5歳児、年長さんだけの運営ということになりますので、教育委員会といたしましては、必要な学級運営に伴います支援等は、幼稚園と連携を図りながら、また、他の幼稚園とも連携を図りながら、きちっと対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

#### 【会長】

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

#### 【委員】

ご報告いただいたのは、ほりふな幼稚園が単学級なので、募集を取りやめますということの説明なんですか、それとも、区立幼稚園の人数が少ないから、今後の方針とか今後どうするかというお話の提案ですか。

#### 【事務局】

今日、ご報告させていただきましたのは、今現在6園、幼稚園がありましたが、ほりふな幼稚園につきましては平成28年度の新入園児については休級という形をとりまして、来年度1年をもちまして、その後は休園となりますというご報告でございます。

今後の他の区立幼稚園の方向性とか考え方についての説明ということではございません。

**【会長】**

その他にいかがでしょうか。

**【委員】**

他の県とかでは、区立の幼稚園とかを閉鎖しているところとかあるじゃないですか、なかったですかね、何かそういう話が出ているということを知ったような気がするんですね。北区もこうやって区立の幼稚園児とかがどんどん減ってきたら、現実的に閉園する可能性とかって今後出てくるんでしょうか。

**【事務局】**

区立幼稚園につきましては、このところ横ばいの状況でございました。ただ、来年度の募集をいたしまして、今回こちらの応募者数を見ていただきますと123名、実際去年が150名でございましたので、来年度については少し落ち込んだというところでございます。

この区立幼稚園につきましては、昨年度、子ども・子育て会議に実は区立幼稚園の今後の方向性についてということで諮問をさせていただいております。その中で、答申といたしまして、「今後、就学前教育の充実を図っていく中で、区立幼稚園の縮減についてはやむを得ない。ただし、今後区立幼稚園を認定こども園として移行を積極的に進めていく」というような趣旨の答申をいただいております。

ですから、今、結果として今後5園になりますけれども、実はさくらだ幼稚園につきましては、平成29年度に認定こども園に移行する予定です。その、さくらだ幼稚園が移行した認定こども園の検証をさせていただいた後に、残りの区立幼稚園についても認定こども園のほうに移行をしていくという形になります。そのときには残り全部が認定こども園ということではありませんので、必然的に縮減を図りながら認定こども園も移行して残していくというような形で考えております。

**【会長】**

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

**【会長】**

それでは、6に行きたいと思えます。

区立幼稚園保育料の見直しについてです。資料は6です。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

**【事務局】**

それでは、引き続き区立幼稚園保育料の見直しについてご報告をさせていただきます。資料に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、1番、区立幼稚園保育料改定の背景でございます。

新制度におけます応能負担の考え方に基づいた保育料の設定を図るということでございます。

これは簡単にご説明させていただきますと、国が示します子ども・子育て支援新制度におけます保育料の考え方でございますけれども、公立、私立を問わず、国が定める額を限度として世帯の所得の状況、これは住民税の所得割額になりますが、これを勘案して区市町村が定める、いわゆる応能負担という考え方に立っております。

また、国が定める1号認定、また2号、3号認定の保育料については、それぞれにおいて施設、事業の種類を問わず同一の水準という考え方でございます。

(2)の新制度に移行した私立幼稚園の保育料とのバランスということでございますが、これも子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園、北区でも今年度から1園が移行をしております。この新制度に移行した私立幼稚園につきましては、保護者から代理受領いたします施設型給付、これと区が規定した保育料を徴収して施設を運営していきます。

また、区立幼稚園につきましても、運営につきましては公費と保育料で賄われているということで、やはりこの部分については一定程度バランスをとる必要があるだろうという考えでございます。

(3)の幼稚園保育料の変遷でございますが、区立幼稚園の保育料につきましては現在5,000円でございますが、これは平成4年度、もう23年前にこの保育料に改定してからずっと据え置かれてまいりました。都内の私立幼稚園保育料を見ますと、平成4年度で月額1万8,000円でしたが、平成27年度で月額2万7,000円となっているところでございます。

(4)の他区の区立幼稚園保育料との比較というところで、こちらの表にお示しのとおりでございますが、北区の近隣区は荒川区、台東区、文京区、板橋区等を見ますと、大体7,500円から1万8,700円、また、その他、北区と同規模、人口等が近い中野区、品川区については、お示しの金額になっております。台東区につきましては、これは27年、28年と段階を追って値上げをしているという状況で、他の区につきましては、27年度はこの金額ですが、28年度については、まだちょっと情報として入っておりませんので、場合によっては28年度、値上げを考えている区もあるかもしれません。

大きな2番になります。北区におきます幼稚園保育料の見直しの考え方としまして、一つは保育料の設定に当たりましては、国の考え方に応じまして、新制度に移行した私立幼稚園の保育料を参考にしつつ、保護者の大幅な負担増とならないように配慮していきたいというふうに考えています。

また、二つ目といたしまして、区立幼稚園の利用者負担額につきましては、従来の徴収額、これは5,000円でございますけれども、これを公立施設としての役割や意義、また激変緩和の必要性等を考慮して決めていきたいというふうに考えます。

三つ目といたしましては、1号認定子どもと比較して2号認定子ども、3号認定子どもの方が施設の利用可能な時間が長いことなども一定程度考慮していきたいというふうに考えております。

大きな3番目でございますけれども、改定に伴いまして、保護者負担の軽減策をとらせていただきたいと思いますというふうに考えております。

一つ目ですが、保育料の改定に当たりましては、先ほどの台東区と同じように段階的に引き上げる経過措置を設けることとしたいと考えております。

二つ目といたしましては、多子世帯軽減、これをさらに手厚くしたいというふうに考えております。現在、5,000円の保育料をいただいている方の第2子につきましては、半額の負担軽減

をしております。これをさらに手厚く負担を軽減していきたいというふうに考えております。

三つ目ですが、現在、年中さんで入っております保護者の方、来年、年長さんになってもう1年保育がありますので、この世帯につきましては、現行の保育料を上限、要するに値上げはしないと。さらに、値下がりする部分も出てまいります。先ほど、多子世帯軽減を手厚くすると言いました。この部分については、適用していくというような形で考えております。

4番目としまして、入園料でございますけれども、これにつきましては徴収しないと。現在1,100円の入園料をいただいておりますが、この部分については徴収しない方向で考えているところでございます。

今、詳しい金額は幾らなんだろうというご質問が出るかなとも思うんですが、まだ議会のほうにこれから提案をさせていただくということもございますので、ちょっとお答えはできないんですけれども、先ほどの2番の考え方、また3番の保護者負担の軽減等を踏まえまして、保護者の方の大きな負担につながらないように極力配慮していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、雑駁ですけど、私のほうからのご説明です。

#### 【会長】

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、あるいはご質問等ありましたらお願いいたします。

#### 【委員】

あまり突っ込んで質問するといけないので、区立幼稚園さんの公費負担分の保育料っていうのは、月額一人頭、公費負担、税負担というのはどれぐらいになっているのか、もし数字が分かっていたら教えていただければありがたいんですが。

#### 【事務局】

一応、公費負担について、ちょっと手元に正確な資料がないんですけども、たしか運営経費を現在の入園している方の世帯数から言いますと、たしか一人80万ぐらいの経費になっております。すみません、ちょっと正確な数字ではないんですが。

#### 【委員】

ありがとうございます。80万だとすると、割る12だとすると6万で、保護者から6万5,000円、それが実質にかかる費用ですよね。私ども私立幼稚園というのは、全額保護者からの2万7,000円、それで補っているという事実だけをこの場で確認だけしておいてください。

以上です。ありがとうございます。

#### 【委員】

去年もその話が出て、また出ましたかと思いましたが、また意見をさせていただきます。去年も私立幼稚園さんのほうからそのお話が出まして、でもやはり一人頭幾らということで教育は測れないということが前回もお話が出まして、公立はやはりスタンダードを守るとても大事なところなので、一人幾ら、じゃあ幾ら抑えればいいのかっていうところでは測れないとい

う話で終わったので、またもう一度述べさせていただきます。

やはり、そういったところで単純に、例えば私立さんも金額が幾らだからどうっていう教育はされていないと思うんですね。それぞれの園でそれぞれの方針を持ってとられていると思いますので、そのあたりは直接、そうやって短絡的に結びつけることがないようにと思いますので、また意見させていただきます。よろしくお願いいたします。

#### 【会長】

他にはいかがでしょうか。

#### 【委員】

幼稚園の保育料のお話じゃなくて、やっぱり区立の幼稚園も教育委員会の中で、ぜひ幼児教育のスタンダードというふうな形で残していただきたいなということは前回の子ども・子育て会議でも申し上げさせていただいたんですが、でも、やっぱりそのところで幼稚園としての機能を十分に生かしていただきたい。

私、今日の検討会で一番言いたかったのは、先ほどの3歳児の問題でいろいろと保育課のほうで説明をいただいたんですけども、「3歳児パニック」というものが起きないように対策・対応というのを、やっぱり保育課だけじゃなくて、区全体としてお考えいただきたい。そのためには、公私立の幼稚園さんは認定こども園の制度というものを認識していただいて、移行しないまでも、3歳児の受け入れというところに心を砕いていただいて、3歳児を受け入れていただいて、その3歳児パニックというのは、0歳から2歳の施設にしか入れなかった、やむを得ず入ったけども、3歳になったらもう一回保育園の入園活動をしなくちゃいけないというのが非常にプレッシャーにもなるし、就労に対する心配事でもあろうかと思うんですね。やっぱりそういうことを解消するためにも、3歳児をどうやったらお預かりできるのかっていうことを、保育課、または教育委員会さんが連携をとって進めていただきたいということを考えていました。

そのためには、まず一つの方法として認定こども園の制度を利用していただく。また、区立の幼稚園を継続していただくためにも、認定こども園への移行ということを考えていかれることがやっぱり妥当な選択肢かなというふうに私考えておまして、ぜひその辺のことはご検討いただいて、早い時期に進めていただきたい。「さくらだ幼稚園が認定こども園に移行して、その結果を見てこの後の対応」と言っているのでは、あまりにも遅い。来年すぐ、今度の4月には絶対、3歳児パニックが起きますからね。その辺のことを認識していただいて、スピーディーな行政対応ということをお考えいただきたいと思うのね。

保育課長の話もそうだし、子育て支援課長のお話も伺っていても、今そんなことを言っていてどうするのよって、来年の4月から問題は山積みされているんだということを、現場の意見としてちょっとお耳に残しておいていただきたいなというふうに考えていますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

#### 【会長】

他によろしいでしょうか。この6番目の議事について、よろしいですか。

**【会長】**

それでは、その他ということで、事務局のほうから、よろしくお願いします。

**【事務局】**

1点だけちょっとご報告がございます。

前回のときに「ゆりかご・とうきょう事業」、健康福祉部長のほうから一応簡単にご説明させていただきました。「ゆりかご・とうきょう事業」でございますけれども、東京都の補助を利用してということで、9月に補正予算をとらせていただいて、来年の1月から実施するということで準備を進めているところでございますけれども、これは妊娠中の、いわゆる妊婦の方を対象に面接を行って、いろいろと相談をしたりなんなりするということと、妊娠を応援する品物を贈らせていただくというような事業ということでございます。

それで、私ども、子ども家庭部でもそれを前提に検討してまいりまして、まず、いわゆる妊娠期の面接をします。

それから、今度は出産された後の部分にもやはり切れ目のない対応の必要があるだろうということで、2段階に分けて相談ですとか支援ですとかを行っていこうと。

それから、その妊娠、それから出産を応援する品物、それも2回に分けて贈らせていただくということで今検討しているところでございます。

前段の前回にご説明しました妊娠の関係につきましては、既に9月の補正予算をとっておりますので、決まっている事業でございます。それから、後段の新しいほうの出産についての事業でございますが、これは来年度、当初予算で要求していくということで、まだ決まりではございません。一応そのようなことを考えているというところでございます。

簡単にご説明させていただきました。

**【会長】**

ただいま、子ども家庭部長のほうから、「ゆりかご・とうきょう事業」についてご説明がありましたけど、この件について、ご質問等はよろしいでしょうか。

それでは、本日の議事は全て終了ということで、次回の会議の予定をここで確認しておきたいと思います。お願いします。

**【事務局】**

事務局です。次回の会議でございますが、来年の2月12日金曜日の午後6時半から、本日と同じ北とびあスカイホールで予定をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

**【会長】**

それでは、委員の皆様、2月12日の金曜日、どうぞ予定を決めておいていただければと思います。

それでは、最後に、閉会のご挨拶を副会長からお願いします。

**【副会長】**

最初からとても活発な質問、意見をお寄せいただきまして、本当に子ども・子育て会議がこ

のような形で進められ、北区の子ども・子育てに関して、少しでも充実の方向に動いていくという、何かそんなことを期待して、また、実際にいろいろやりとりを聞いておきますと、まだまだ課題があるんだなというふうなことも同時に思いました。

人材育成のことについても、また、量と質の確保ということでは、特に委託の問題やら人材育成の問題、3歳の問題、まだまだ課題が多いのかなと思っております。皆さんと一緒に意見交換しながら、少しでもいい方向に、充実の方向にいけたらよいなというようなことを思いました。

**【会長】**

それでは、本日の子ども・子育て会議を閉会いたします。